

会津大学特別荣誉教授設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津大学特別荣誉教授（以下「特別荣誉教授」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 特別荣誉教授は、優れた人格を有するとともに、会津大学（以下「本学」という。）において教育上又は学術上多大な功績があつて本学の教授を退職した者で、引き続き本学の教育研究活動等の発展に寄与することが特に期待される者のうちから、部局長会議の議を経て、理事長が委嘱する。

2 前項の議決は、出席構成員の3分の2以上の同意を要する。

(委嘱期間)

第3条 特別荣誉教授の委嘱期間は1年とし、理事長が必要と認めるときは、再度委嘱することができる。ただし、延べ3年を超えて委嘱することができない。

(職務)

第4条 特別荣誉教授は、学長の特命事項を処理するとともに、本学の運営、教育研究等に関する重要事項について、学長に対して必要な助言を行う。

(報酬等)

第5条 特別荣誉教授の報酬等については、理事長が別に定める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特別荣誉教授に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。